



平成27年1月23日に臨時会を開き、契約議案3件が市長から提出されました。
平成27年2月定例会を2月26日から3月26日まで開き、条例案等の議案46件が市長から提出されました。なお、議員からは条例案1件が提出、ならびに請願1件が紹介提出されました。

審議された主な議案

※採決結果は本会議の結果をP4～7に掲載しています。議長は表決を行いません。



平成27年度当初予算案が可決されました。

一般会計 508億2,000万円

(対前年15.2%増)

特別会計 324億1,600万円

(対前年5.4%増)

合計 832億3,600万円

(対前年11.2%増)

平成27年度当初予算の一般会計予算規模は、過去最大であった平成26年度を上回る規模となりました。限られた財源を戦略的に配分するため、市民との協働のまちづくりを基本に、「防災・安全のまちづくり」「教育」「子育て支援」「高齢者福祉」「スポーツ健康づくり」「総合計画のリーディング・プロジェクト（草津川跡地の空間整備・中心市街地の活性化・コミュニティ活動の推進）」の重要施策6つを推進することとしています。このような中で、（仮称）老上第二小学校建設事業や草津川跡地整備事業など、複数の大規模事業が予算措置されています。

議会では予算審査特別委員会において、これらの予算案の審査を行いました。

審査における質疑応答／意見<<予算審査特別委員会>>

議員 将来の人口減少に伴い、税収の減少が予測される中、新年度予算の**プライマリーバランス（基礎的財政収支）①**が赤字に転じた。草津の未来をつくる積極的な予算編成であるが、歳出予算は歳入確保につながるよう編成すべきである。市長は「自治体経営から地域経営への転換」を指針としているが、新年度予算が地域経営に結びつくのか。

市 新年度予算の編成方針は、重点施策に効果的に財源配分を行うことであり、これは自治体経営から地域経営への基盤づくりであると考えている。財政的にも事業執行においても正念場が続くことは確かであり、楽観視はしていない。財政規律ガイドラインを遵守し、健全な財政運営を心がけて事業を執行していきたい。

議員 複数の大規模事業を執行する中で、限られた職員数、とりわけ技術職の職員不足や大量退職による経験不足が懸念されるが、問題はないか。

市 職員全員で組織力を生かし、事故などが起こらないように、全力で取り組みたい。

委員会で付帯決議を可決しました。

クリーンセンター更新整備事業にかかる地元への生活環境等対策費の交付金については、その交付の手続きなどについて整理されるまで、その執行を留保することの付帯決議を可決しました。

付帯決議とは？

議案を議決するにあたり、委員会としての意思を付随的に表明するものです。

付帯決議の趣旨

交付金の予算計上については、その経過も含めて十分な説明を行い、共通理解を徹底するよう議会から申し出ていたにも関わらず、現時点においては十分な説明を欠いており、その執行に当たっては一定の整理が必要と考える。

交付金の支出について否定するものではないが、執行機関が改めて地元協議を行い、その合意がされた時点で、執行機関から説明を受け、解除する妥当性があると議会が判断した時期に留保を解き、執行されるべきである。



【議第1～4号】（仮称）老上第二小学校校舎他建設工事（建築）他

平成27年1月臨時会および2月定例会において、平成28年4月開校予定の（仮称）老上第二小学校について、建設工事等にかかる契約案件4件について審議しました。

審査における質疑応答／意見《総務常任委員会》

議員 入札が不調となり、契約が遅れた経緯について伺う。

市 市の予定金額と応札金額に差が生じ、入札が決まらなかった。その要因としては、技術者不足や資材の高騰といった社会情勢がみられる。なお、平成28年4月の開校に間に合うよう工事を発注する必要があることから、本校舎と体育館を分離して発注する方法をとった。

議員 応札業者が減っていることに対する市の対応について伺う。

市 入札は、最低2社の応札がなければ成立しないが、1,500万円以上の建設工事については電子入札を採用することにより、1社の応札でも入札は成立する。

議員 市内業者の育成と業者の選定について伺う。

市 建設工事の発注方針に基づいて、一定金額以上の工事については、市内単独業者で難しい

と判断した場合に、市内業者の育成の観点から、市内業者を含めた共同企業体で施工することとしている。

議員 来年4月の開校に間に合うよう、しっかりと工事監理をしながら進められたい。



（仮称）老上第二小学校完成予定図



【議第26号】 草津市介護保険条例の一部改正

「草津あんしんいきいきプラン第6期計画」の策定および介護保険法等の法令改正に伴う制度改正です。主な改正点は、介護保険料の基準額が4,964円から5,299円に上がることで、所得が一定以上の第1号被保険者のサービス利用時の自己負担額が1割から2割へと改正すること、またこれに準じて市町村特別給付として行っているナイトデイサービスや地域支援事業についても同様の考え方を反映すること、介護保険料の負担段階が8段階9区分から12段階12区分と所得状況等に応じて細分化することなどです。

審査における質疑応答／意見《文教厚生常任委員会》

議員 市民からの問い合わせに的確に対応できるような説明の方法など、より細やかな制度の説明を検討して欲しい。

市 保険料が上がることについては、当然丁寧な説明が必要と考えており、より分かりやすい説明や周知の方法について検討する。

議員 新しい地域支援事業について、どのように考えているのか。

市 国では最大2年間の猶予期間を設けているが、生活支援サービスの内容、基準、単価等の検討を進め、少しでも早く事業実施を図りたい。